

持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）

（通則）

第1条 持続化給付金（以下「給付金」という。）の給付については、この規程に定めるところによる。

（趣旨・目的）

第2条 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により、特に大きな影響を受けている**中堅企業、中小企業その他の法人等**（以下「中小法人等」という。）及び**フリーランスを含む個人事業者**（以下「個人事業者等」という。）に対して、**事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付することを目的とする。**

（事務局の設置）

第3条 中小企業庁は、前条の目的を達成するため、持続化給付金事務局（以下「事務局」という。）を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

（給付対象者）

第4条 給付金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）が、個人事業者等の場合には、次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

一 2019年以前から事業により事業収入（第6条第4項第1号イ及び同項第2号イにより提出する確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書。以下同じ。）第1表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方式によるものとし、2019年の年間事業収入は当該欄に記載されるものを用いることとする。以下同じ。ただし、第11条第1項の規定に基づき市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控を用いる場合には、2019年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。）（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

二 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。**対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月の間で、**前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。**なお、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出するものとする。

2 前項第2号において、青色申告を行っている者の場合は、前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いること。ただし、青色申告を行っている者で、次に掲げる事項のいずれかを満たす者の場合は次項によるものとする。

一 所得税青色申告決算書を提出しないことを選択した場合

二 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合若しくは記載の必要がない場合

三 相当の事由により当該書類を提出できない場合

3 第1項第2号において、**白色申告を行っている者の場合**、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合又は第11条第1項の規定に基づき住民税の申告書類の控を用いる場合には、2019年の月次の事業収入が記載されないことから、**2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。**

4 第11条第2項第5号の規定に基づく特例を用いる場合、第1項第1号及び第2号の規定はそれぞれ以下により読み替えるものとする。

一 2020年3月以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること

二 2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の開業日の属する月から3月の月平均の事業収入（2019年1月から12月の間に開業した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合は、2020年1月から3月の月平均の事業収入）に比べて事業収入が50%以上減少した月（以下「2020新規開業対象月」という。）が存在すること。2020新規開業対象月は、2020年4月から申請を行う日の属する月の前月の間で、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、2020新規開業対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出するものとする。

（給付額）

第5条 給付金の**給付額は、100万円を超えない範囲で**、2019年の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする。